

平成23年度関東倶楽部対抗栃木第2ブロック予選競技 組合わせおよびスタート時間表

(参加者 13倶楽部 ・ 104名)

期日：平成23年5月26日(木)

場所：アローエースゴルフクラブ

(18ホール・ストロークプレー)

関東ゴルフ連盟

1番よりスタート

Aクラス

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
1	7:30	斉藤 裕一	鹿沼	安田 信夫	那須伊王野	山本 昌邦	都賀	遠藤 斌	南摩城
2	7:39	北裏 富麿	皐月・佐野	國井 忠男	鶴	田崎 順一	東宇都宮	鈴木 幹宏	ロイヤル
3	7:48	石川 清巳	佐野	舘野 明憲	大田原	池上 芳三	アローエース	江藤 文夫	東ノ宮
4	7:57	新津 淳	塩原	金山 将	鹿沼	石川 均	都賀	越智 和雄	皐月・佐野
5	8:06	杉本 渡	東宇都宮	渋井 保夫	佐野	渡辺 秀樹	アローエース	俵藤 操	塩原
6	8:15	栗原 安次	那須伊王野	斉藤 征修	南摩城	中村 智春	鶴	塩井 健夫	ロイヤル
7	8:24	上野 広中	大田原	山田 繁	東ノ宮	柏谷 茂	鹿沼	坂井 和夫	南摩城
8	8:33	南木 昭夫	東宇都宮	大平 信夫	大田原	磯 誠一	塩原	小山田 公男	那須伊王野
9	8:42	井伊 達朗	ロイヤル	高橋 和雄	皐月・佐野	前原 康弘	アローエース	寺内 真平	都賀
10	8:51	真下 政夫	佐野	石井 誠	鶴	飯泉 秀夫	東ノ宮	矢野 塚春	鹿沼
11	9:00	豊岡 保	皐月・佐野	荒川 隆男	佐野	緑川 文雄	塩原	大槻 哲男	那須伊王野
12	9:09	増渕 浄夫	鶴	和田 征二	大田原	松井 康	都賀	長妻 照雄	東宇都宮
13	9:18	磯 久四	アローエース	鈴木 敏之	南摩城	大田 登志雄	ロイヤル	内川 康夫	東ノ宮

10番よりスタート

Bクラス

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
1	7:30	石島 英明	鹿沼	山崎 道孝	鶴	手塚 幹雄	アローエース	斉藤 常雄	那須伊王野
2	7:39	荒山 倫哉	東宇都宮	朝山 晃司	東ノ宮	長島 啓智	都賀	坂本 健二	ロイヤル
3	7:48	八木沢 則幸	塩原	鈴木 栄一	南摩城	和泉 一夫	佐野	木下 輝洋	皐月・佐野
4	7:57	白井 勝夫	大田原	木村 厚	鹿沼	小野 允之	東宇都宮	相馬 義孝	塩原
5	8:06	藪田 明	那須伊王野	猿山 史朗	ロイヤル	塩田 孝宏	都賀	野口 政夫	佐野
6	8:15	臼井 政則	南摩城	高間 弘典	大田原	藤田 祐司	皐月・佐野	荒井 義之	アローエース
7	8:24	笠井 昌孝	鶴	関 久昭	東ノ宮	山岸 智明	鹿沼	岩立 守弘	ロイヤル
8	8:33	高橋 昌也	那須伊王野	難波 清	佐野	杉崎 広正	都賀	深沢 昌幸	大田原
9	8:42	磯崎 守良	南摩城	望月 英仁	アローエース	橋本 和男	皐月・佐野	川越 一久	東ノ宮
10	8:51	小松崎 真	鶴	本田 昌之	塩原	吉羽 成智	東宇都宮	布施 政勝	鹿沼
11	9:00	志賀 典裕	佐野	大場 英幸	那須伊王野	松本 千文	大田原	佐野 智浩	都賀
12	9:09	畑 芳春	アローエース	吉本 壽宏	南摩城	大山 茂	東ノ宮	萩原 浩一	皐月・佐野
13	9:18	神田 正一	東宇都宮	田村 真利	鶴	橋本 和彦	塩原	梅山 哲矢	ロイヤル

競技委員長 高橋 一雄

平成 23 年度 関東倶楽部対抗栃木第 2 ブロック予選競技

開催日：平成 23 年 5 月 26 日(木)

開催コース：アローエースゴルフクラブ

競技の条件

1. ゴルフ規則
日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。
2. 競技委員会の裁定
競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
3. 使用球の規格
『公認球リストの条件・ゴルフ規則付 I (c)1b』を適用する(ゴルフ規則 186 ページ参照)。
4. 使用クラブの規格
『適合ドライバーヘッドリストの条件・ゴルフ規則付 I(c)1a』を適用する(ゴルフ規則 184 ページ参照)。
5. スタート時間
『ゴルフ規則付 I(c)2』を適用する(ゴルフ規則 187 ページ参照)。
6. 競技終了時点
競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。
7. ホールとホールの間での練習禁止
『ゴルフ規則付 I(c)6b』を適用する(ゴルフ規則 190 ページ参照)。
8. プレーの中断と再開
 - (1) プレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、ゴルフ規則 6-8b、c、d に従って処置すること。
 - (2) 陰悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間にいるときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならない。その後、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は**競技失格**とする。
この条件の違反の罰は競技失格(ゴルフ規則 6-8b 注)。
 - (3) プレーの中断と再開の合図について
通常プレーの中断：短いサイレンを繰り返して通報する。
陰悪な気象状況による即時中断：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。
プレーの再開：1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。
9. キャディー
正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付 I(c)3』を適用する(ゴルフ規則 188 ページ参照)。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
3. 距離計測のための黄色いペイント上に球があつたり触れている場合、ゴルフ規則 25-1b(i)の救済を受けることができる。
4. ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
5. 排水溝は動かさない障害物とする。
6. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝は、その道路の一部とみなす。
7. スルーザグリーンの白線で標示されている張り芝の区域は、プレー禁止の修理地とする。球がその区域の中にあるか、白線に触れている場合、規則 25-1b(i)の救済を受けなければならない。**このローカルルールの違反の罰は、2 打。**
8. スルーザグリーンの暗渠排水工事跡に砂利を敷いてある箇所は、プレー禁止の修理地とする。球が砂利の上にあるか、砂利に触れている場合、25-1b(i)の救済を受けなければならない。**このローカルルールの違反の罰は、2 打。**また、砂利が意図するスイング区域の妨げになるときは、規則 25-1b(i)の救済を受けることができる。

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更があるときは、スターティングホールのティーインググラウンド付近に掲示して告示する。
2. 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 人 30 球を限度とする。
3. パットティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。

競技委員長 高橋 一雄